

IV その他在宅福祉サービス

1 理美容サービス

理容室・美容室へ行くことができないねたきりの高齢者のご家庭に理容師・美容師が訪問して整髪等を行います。（昭和54年7月事業開始、美容サービスは平成13年11月から実施）

◆対 象 者： 本市に住所を有する65歳以上（60歳以上65歳未満で、介護保険法に規定する「要介護者」又は「要支援者」と認定された方及びそれらと同程度の身体状況と認められる方を含む。）で、在宅のねたきりの高齢者。

◆利 用 回 数： 年間4回以内

◆費 用 負 担： 1回2,000円（生活保護を受けている場合は無料）

※要 綱 等： 札幌市高齢者理美容サービス事業実施要綱

※令和7年度予算： 2,147千円（本市単独事業）

※令和6年度実績： 741件（利用件数）

※照 会 先： 居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒158～159ページ）

2 生活支援型ショートステイ

要支援・要介護認定を受けていない虚弱な65歳以上の方が、家族などの介護を一時的に受けられないときなどに、養護老人ホームに短期間宿泊することができます。（平成12年4月事業開始）

◆対 象 者： 本市に住所を有する65歳以上の介護保険の要支援・要介護認定者以外の方で、事業の実施が必要と認められる方

◆入 所 の 期 間： 1年間に原則14日以内とするが、必要に応じ年間30日まで利用可能。サービス内容は、施設入所者と同様で給食、入浴等。

◆実 施 施 設： 養護老人ホーム札幌市長生園 [中央区大通西19丁目 TEL614-1171]
慈啓会ふれあいの郷養護老人ホーム [手稲区曙5条2丁目2-17 TEL682-1821]

◆費 用： 1日あたり440円と食事代（生活保護を受けている場合は食事代のみ）

※要 綱 等： 札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業実施要綱

※令和7年度予算： 641千円

※令和6年度実績： 205日（延利用日数）

※照 会 先： 居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒158～159ページ）

3 日常生活自立支援事業

日常生活の判断に不安のある認知症高齢者等が、地域で安心して暮らせるように支援を行い、利用者の権利を擁護します。なお、契約にあたっては、審査が必要となります。

◆援 助 内 容： ① 日常的な生活支援サービス（福祉サービスの情報提供や利用援助等）
② 金銭管理サービス（預貯金のおし入れや支払い等の代行）
③ 財産保全サービス（定期預金、不動産権利書、年金証書等の保管）

◆費 用： 日常的な生活支援サービス及び金銭管理サービスは1時間あたり1,200円と生活支援員の交通費実費（生活保護の方は無料）

財産保全サービスは貸金庫利用料として年額3,000円

※照 会 先： 居住地の区社会福祉協議会（⇒160ページ）

4 民生委員による巡回相談

ひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を送ることができるよう、民生委員が対象者の自宅を訪問し、安否確認と各種相談に応じています。（平成6年4月事業開始）

※要 綱 等： 札幌市ひとり暮らしの高齢者等巡回相談事業運営要綱

※令和7年度予算： 7,007千円（本市単独事業）

※令和6年度実績： 訪問件数（延べ）36,800回/月

※照 会 先： 居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒158～159ページ）

5 福祉除雪

高齢の方や身体に障がいのある方などが冬期間の生活を安全で快適に送るための支援として、地域協力員が地域の支えあい活動として道路に面した出入口部分等の除雪を行います。

◆対 象 者： 一戸建ての住宅に居住し、500m以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯で、自力で除雪が困難と認められる70歳以上の方のみで構成される世帯など

◆内 容： 出入口幅1.5m、出入口から玄関先までの通路確保に必要最小限の範囲（幅80cm）。ただし、排雪は行いません。

◆費 用： 【市民税非課税世帯】5,000円、【市民税課税世帯】10,000円、
【生活保護受給世帯】無料（いずれも一冬あたり）

※照 会 先： 居住地の区社会福祉協議会（⇒160ページ）

6 さわやか収集（要介護者等ごみ排出支援事業）

ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢の方や障がいのある方などへの支援として、燃やせるごみなどの「生活ごみ」は玄関先から収集し、「大型ごみ」は家の中から運び出して収集します。支援は無料ですが、事前のお申込みが必要です。

◆対 象 者： 親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の①～③のいずれかの要件に該当する方。なお、二人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要。

① 介護保険の要介護2以上又は障害福祉サービスの障害支援区分3以上。

② 介護保険の事業対象者、要支援1・2又は要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人又は世帯内のどなたか一人以上がホームヘルプサービスを利用していること。

※ 事業対象者とは、平成29年4月から開始している札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のこと。

③ 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

◆申 込 先： 「生活ごみ」は、お住まいの区を所管する清掃事務所
「大型ごみ」は、大型ごみ収集センター（⇒159ページ）

※照 会 先： 環境局環境事業部業務課 TEL211-2916

7 札幌市社会福祉協議会の地域支え合い有償ボランティア事業

札幌市社会福祉協議会では、高齢の方・心身に障がいのある方などの日常生活の負担の軽減を図り、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、社会福祉協議会登録の協力会員が有償で家事援助等のサービスを行っています。

◆サービス内容： 掃除、洗濯、衣類などの整理整頓、買い物、調理、外出・通院の同行、ごみ出し等

◆費用： 家事援助については、30分あたり600円（ゴミ出しは1回350円）。外出援助については、30分あたり650円。いずれも事務費150円を含み、交通費は実費。

◆協力会員： 心身共に健康で活動意欲のある市民（活動費は、家事援助の場合30分450円、ごみ出しの場合1回200円、外出援助の場合30分500円）。

※照会先： 札幌市社会福祉協議会 ほっ・とプラザ TEL623-4010

8 福祉のまち推進事業

だれもが安心して暮らすことができる地域社会の形成をめざし、地域住民の方々による日常的な福祉の支えあい活動を進めています。

◆援助活動内容：

● 軽易な日常生活支援活動 ・ 電話や訪問、点灯、消灯の確認などによる安否確認 ・ 話し相手 ・ 簡単な家事援助 ・ 外出援助 ・ 除雪など	● 交流会活動 ・ 会食・配食会など ・ 異世代交流など ● 研修活動 ・ ボランティア研修 ・ 介護予防・健康づくりなど ● 広報・啓発活動 ・ 福祉のまち推進センターだよりの発行など
---	--

※照会先： 居住地の区社会福祉協議会（⇒160ページ）

